

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)当社は、以下の「経営理念」の実現に向け、「スローガン」を掲げ取り組んでおりますが、その実践にあたっては、「行動規範」を定め、各方面での活動を通じて具体化しています。

<経営理念> 世界の人々に、最先端技術を通して美と感動を届け、豊かな社会の実現に貢献します。

<スローガン> Live Interfaceで新たな価値を産み出そう

(2)当社は、「経営理念」を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値を向上し続けるために、平成27年10月14日付でコーポレートガバナンスの基本事項を「コーポレートガバナンス基本方針」として定め、取り組んでいます。

<http://www.j-display.com/ir/governance>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 いわゆる政策保有株式

当社は、現在上場会社の株式を保有していません。但し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式のみを保有することとしています。

政策保有株式を保有した場合は、定期的に取締役会にて主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有のねらい・合理性について具体的な説明を行います。

保有した場合の政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、株主総会議案が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7】 関連当事者間の取引を行う場合の、取引手続きの枠組み

当社は、取締役の利益相反取引については会社法及び取締役会規則に従い、決議・報告を行います。

また、主要株主との取引を行う場合には、事前にその規模や重要性に応じて、関係部門の審査を経たうえで決裁を行うこととし、特に重要な契約については取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告します。

【原則3-1】 情報開示の充実

() 会社の目指すところ

当社は、経営理念である『世界の人々に、最先端技術を通して美と感動を届け、豊かな社会の実現に貢献します。』を社内に周知する他、当社ホームページに掲載し広く社外に発信しています。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本コーポレートガバナンス報告書の「1. 基本的な考え方」を参照願います。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社外取締役を除く取締役及び執行役員報酬には、業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系としています。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から定額としています。

社外取締役を除く取締役及び執行役員の個別報酬は、社外取締役が半数を占める 指名・報酬諮問委員会において事業年度・半期毎の業績評価について審議・決定を行い、透明性・客観性を高めています。

() 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の候補者の選任にあたっては、社外取締役が半数を占める指名・報酬諮問委員会にて適切性を審議し、特に社外取締役候補については独立性、多様性の観点からも評価し、決定したうえで、取締役会にて決議を行っています。

監査役候補者の選任においては、監査役会は、経験、知識、専門性、独立性(社外監査役候補の場合)を確認し、適切な候補者について同意を行います。

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めます。尚、取締役・監査役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示しています。

執行役員の選任にあたっては、社外取締役が半数を占める指名・報酬諮問委員会にて適切性を審議し、執行役員に相応しいと判断した者を取締役に推薦し、取締役会の決議を行っており、執行役員の選任の概況は当社ホームページで開示してまいります。

() 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任理由については株主総会招集通知に記載し、当社ホームページにて閲覧できるようにしてまいります。

【補充原則4-1】 経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は法令、定款及び取締役会規則の定めに従い、中期経営計画や年度経営計画及びその他重要事項を決定しています。

取締役会は、重要事項の提案に対し、多面的かつ十分な検討を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような建設的な議論をつくしています。

取締役会で決議を行わない業務執行に関する事項は、代表取締役会長、取締役社長及び取締役会にて選任された執行役員に委任されており、各執行役員は代表取締役会長、取締役社長の監督下で、担当する領域において、業務を執行しています。

【原則4-8】 独立社外取締役の選任への取組み

現在、取締役選任済みの取締役7名の内、社外取締役は5名であり、更にその内、3名が独立社外取締役となっています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定しています。

- a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記のa、b又はcの何れかに該当していた者
- e. 次の()から()までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
 - () aから前dまでに掲げる者
 - () 当社の子会社の業務執行者
 - () 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - () 最近において()～()又は当社の業務執行者に該当していた者

【補充原則4-11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会は、定款の定めにより、取締役の員数は10名以内としており、その任期は1年以内(選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで)としています。

取締役候補の選任にあたっては、取締役会全体の能力や経験等のバランス、価値観の多様性を確保することを重視しています。

社外取締役は、企業経営者や学識経験者等、各方面で専門性及び豊富な経験を有する人材とし、取締役会における実質的な議論を活発に行えるような規模とバランスを確保することとしています。また、業務執行の監督機能を十分に発揮できるよう、複数の独立社外取締役を確保します。

監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含み、定款の定めに従いその員数を3名以上としており、その任期は4年以内(選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで)としています。また、その半数以上を社外監査役により構成します。

【補充原則4-11】取締役・監査役の上場会社の兼任状況

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めます。なお、取締役・監査役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示しています。

【補充原則4-11】取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に従い、平成28年度の実効性について、平成29年4月度定時取締役会にて分析・評価を行いました。評価にあたっては、全ての取締役および監査役に対して取締役会事務局が作成したアンケートを行い、その集計結果を参考に取締役会にて審議を行いました。

その結果、以下の事項について高く評価されました。

当社取締役会は、取締役の過半数を社外取締役が占めている他、監査役の半数を社外監査役が占めており、各方面での専門性及び豊富な経験を活かして自由闊達な議論が出来る雰囲気の中で実質的な議論が活発に行われている。

中期事業計画と当期の事業計画は連動して検討され、他に指定された重要案件と同様に、取締役会の決議に先立ち、構想段階での報告や非公式な説明の場を設定する等、十分な審議を行う為の環境に取組んでいる。

当社は取締役会で決議した「情報開示方針」に従い、必要な情報を迅速、正確かつ公平に開示を行う他、

国内外機関投資家との対話においては、代表取締役をはじめ経営陣が積極的に取組んでいる。

一方で、事業環境が大きく変動する中において、社外取締役、社外監査役へのタイムリーな情報提供が益々重要になっていることから、情報提供に関する更なる改善が必要である旨の意見がありました。また、後継後者の育成を含む経営陣幹部の人事・報酬に関する議論の更なる活性化や取締役会の監督機能の向上に改善の余地があるとの指摘もされ、人事・報酬に関する任意の諮問機関を指名・報酬諮問委員会として改編することと致しました

当社は、今回の評価結果を踏まえ、指摘事項の改善を引き続き進めると共に、引き続き取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行います。また、社内から新たに就任する役員に対しては、必要に応じて、取締役・監査役の役割・責務、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行うこととしています。

また、取締役・監査役全員に対して、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等、その役割・責務に必要な研修を行うこととしています。

【原則5-1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが重要であることから、当社は、IR体制を整備し、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

その取組については「情報開示方針」に定め、当社ホームページにより開示しています。

<http://www.j-display.com/ir/policy/disclosure.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社産業革新機構	214,000,000	35.58
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	21,464,669	3.57
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	14,726,956	2.45
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	10,766,287	1.79

ソニー株式会社	10,700,000	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,450,100	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,866,100	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	6,859,200	1.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,551,500	1.09
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	6,063,900	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井克彦	学者											
下河邊和彦	弁護士											
橋本孝久	他の会社の出身者											
勝又幹英	他の会社の出身者											
東伸之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、
「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

白井克彦			<p>大学における研究活動を通じた人材育成や教育機関における豊富な経営経験と高い見識を有しており、平成24年6月から社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂いております。当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。</p>
下河邊和彦			<p>永年に亘る弁護士としての幅広い経験と実績から、専門的な知識と高い見識を有しております。弁護士会の要職を歴任し組織団体の運営面でも豊富な経験を有する他、大企業の経営者としての経験と実績を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通して、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督が期待されることから、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。</p>
橋本孝久			<p>液晶ディスプレイの開発製造会社の経営者としての豊富な経験と実績を有しており、高度な専門知識と経営に関する高度な知見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通して、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督が期待されることから、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。</p>
勝又幹英			<p>大手都市銀行や国際的な投資会社における豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポート等を通じた高度な経営的見識を有しており、また、経営者として豊富な経験と実績を有しております。取締役会において、グローバルなビジネス視点からの経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しております。</p>
東伸之			<p>証券会社や投資会社において投資事業や経営リスク管理に関する豊富な経験を有し、投資先企業への経営サポートを通じた高度な経営的見識を有しております。取締役会において経営への助言や業務執行に対する適切な監督を頂くことにより、当社取締役会の更なる機能強化が期待されるため、社外取締役に選任しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
--------	--------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------	-------------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社及び監査役会は、適正な監査を可能とする十分な監査時間を確保すると共に、会計監査人が代表取締役会長、取締役社長の他、CFO等の業務執行取締役や執行役員とのコミュニケーションを確保出来るように努めています。また、監査役、会計監査人、内部監査部門が問題意識を共有し、緊密に連携して夫々の監査を実施する他、当該監査の状況について社外取締役を含めて情報共有を図るなど、社外取締役との連携の場についても確保するよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江藤洋一	弁護士													
川嶋俊昭	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

江藤洋一		<p>直接企業経営に関与されたことはありませんが、永年に亘る弁護士としての幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、弁護士会の要職を歴任し組織団体の運営面でも豊富な経験を有しております。客観的に適切な監査を行うことが期待されるため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当していません。</p>
川嶋俊昭		<p>永年に亘る公認会計士及び金融機関における財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、客観的に適切な監査を行うことが期待されるため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。</p> <p>なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当していません。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。独立社外取締役の独立性判断基準は【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】欄を参照下さい。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるため、業務執行取締役(現時点では、代表取締役会長、取締役社長の2名)には業績連動報酬分を設けており、会社業績の結果が反映される体系となっています。

当社取締役の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、社外取締役ではない取締役に對してストックオプションとして新株予約権を発行しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度については、当社及び当社の子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、社外役員の別に各々の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示)欄の(原則3-1)(iii)を参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催にあたり、社外取締役には取締役会事務局から、社外監査役には常勤監査役から事前説明をおこなっております。その他、当社ホームページで公表している「コーポレートガバナンス基本方針」を参照下さい。

<http://www.j-display.com/ir/governance>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社ホームページで公表している「コーポレートガバナンス基本方針」を参照下さい。

<http://www.j-display.com/ir/governance>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は外部の視点を積極的に取り入れ、多面的に経営課題に対処するため、取締役7名中5名、監査役4名中2名の合計7名が社外役員であり、その内5名を独立役員として指定していることにより、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督・監査する、透明性の高いガバナンス体制を構築できていると考えております。

その他、任意の委員会組織や社内の意思決定機関、監査機関等有機的に機能することにより、経営環境の変化に柔軟に対応した、適切なガバナンス体制が維持されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のしくみを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を当社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会の招集通知および決議通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに基本方針等を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催予定はありませんが、アナリスト・機関投資家向け説明会のビデオストリーミングをホームページで提供しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は予定していませんが、個別取材対応、証券会社主催のカンファレンスへの出席、海外ロードショー等により説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家向けサイトを構築し、適時開示資料を速やかに掲載するとともに、投資判断に有益と思われる情報の分かりやすい開示に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門としてIR部を設置して株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主を始め全てのステークホルダーとの協働が必要であると認識しており、取組みの方針を「JDI倫理規範(JDI Ethics)」に定め、取締役会で決議し実施しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、中小型ディスプレイの製品及びサービスの提供を通じ、人と環境を大切に、社会とともに発展する企業を目指しております。</p> <p>このため、当社グループは、「環境方針」を定め、環境負荷低減に寄与すべく、環境調和型製品・サービスの提供やエネルギー、水、廃棄物の削減、地球温暖化対策に向けた目標を定め積極的に取り組んでいます。</p> <p>また、CSRに関するお客様要求や国際的ガイドへの対応、労働安全衛生・紛争鉱物調査などのCSR全般への取組みを推進しています。</p>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則5-1】を参照下さい。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備につきまして、平成24年6月度取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を決議し、その後、法改正や組織体制の変更に伴い一部改定を行った上で、運用しております。

(1)当社は、コンプライアンス関連規則を定め、コンプライアンス担当執行役員を選任し、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の導入等の必要な体制を整備しております。

(2)取締役会資料、指名・報酬諮問委員会資料、経営会議資料等の重要書類は、文書管理規則等に基づき、適切に、保存管理を行うとともに、取締役及び監査役が閲覧できるよう環境を整備しております。

(3)事業計画の策定にあたっては、事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を盛り込み、各部署はそれぞれの担当部署の領域に関し、リスク評価を行うこととしております。

(4)取締役会は原則として毎月1回取締役会を開催するとともに、代表取締役会長、取締役社長及び執行役員等により構成される経営会議を原則として毎週1回開催し、経営上の重要事項を迅速に審議、決定することとし、各執行役員は、必要な規則・会議体の整備を行い、担当領域の業務を執行しております。

(5)当社は子会社に対し、当社のコンプライアンス関連規則について当会社グループとして遵守すべきものを採択、実施することを要請し、当会社にて制定した決定権限規則及び関係会社運営規則ならびに子会社の取締役会規程に基づき、当社の承認のもとに実施するほか、必要に応じて当社から子会社に役員を派遣し、派遣された役員は各子会社の業務執行の状況を把握するなど、グループ全体の経営の健全化を維持・向上するための取組みを行っています。

(6)取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ監査役または監査役会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期または不定期に監査役または監査役会に報告するとともに、当会社あるいは当会社グループ全体に、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査役または監査役会に報告することとし、また、常勤監査役は経営会議などの重要会議に出席し、業務運営の状況の把握に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力に対する基本方針として「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を取締役会にて決定するとともに、方針・基準等については「JDI 倫理規範(JDI Ethics)」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において定めており、役職員に対してその内容の周知徹底を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社が定めている「JDI倫理規範(JDI Ethics)」の中で、「適切な情報の開示」について掲げ、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロズできる体制を構築し、経営の透明性を高め信頼性の向上を図っています。

当社の適時開示手続きは、以下の通りです。

(a) 決定事実に関する情報

IR部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手したうえで、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示のもと関連部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は当該事項を代表取締役会長及び取締役社長に報告し、当該事項の取締役会での決議もしくは代表取締役会長又は取締役社長による承認後、IR部に指示して開示を行います。

(b) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門はIR部へ報告し、IR部は情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示のもと情報発生部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は代表取締役会長及び取締役社長に当該発生事実の報告を行い、承認を得たうえで速やかに公表を行います。

また「インサイダー取引防止規則」を定め、適時開示前の情報の管理、不正取引の防止を徹底しております。

(c) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部よりIR部へ伝達され、IR部は関係部門と共同で開示資料を作成します。決算情報は、決算取締役会での承認後、公表を行います。

